

肥前浜宿重要伝統的建造物群保存地区内にお住まいの皆さまへ

◆重要伝統的建造物群保存地区とは？

昭和50年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。

(文化庁ホームページより)

肥前浜宿は平成18年に「はましようづまちはまかなやまち浜庄津町浜金屋町」と「はまなかまちはちほんぎしゆく浜中町八本木宿」の2地区(名称は2地区が一番繁栄した江戸時代の地区名を用いる)が国の重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区)に同時選定を受け、全国に誇れる鹿島市の貴重な歴史遺産として認定されました。重伝建地区選定後10年以上経過したことを契機に、重伝建地区のルールや手続きについて、再度地元住民の皆さんと共有したいと思います。

◆重伝建地区内にはどのようなルールがあるの？

重伝建地区内では、歴史的な町並みの保存や向上を図るため、「鹿島市歴史的景観条例」によるルール(規制)があり、町並みの景観に影響を与える行為(現状変更※1)を行う場合は「現状変更許可申請書」を事前に市に提出し、許可を受けなければなりません。現状変更(修理工事等)の一部(主に外観)については補助金も出ますが、対象物件が**特定(保存)物件※2**(以下、特定物件)に指定してあることが条件となります。また、建物内部については補助金の対象とはなりません。規制もありませんので、お住まいになる方の生活スタイルに合わせた改修も可能です。重伝建地区内の工事等をお考えあるいはお困りの際は都市建設課(0954(63)3415)までご相談ください。

※朱書き部分に関しては次ページをお読みください。

◆肥前浜宿重要伝統的建造物群保存地区及び街なみ環境整備事業地区範囲図

